

# 「港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令案」について

平成23年8月  
国土交通省  
港湾局

## 1. 背景

先般、公布・一部施行された港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号。以下「改正法」という。）では、我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類（港格）について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、また、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社（港湾運営会社）の指定に係る制度を創設する等の改正を行っている。

今般、改正法における未施行の規定の一部の施行を平成23年9月に予定していることから、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）等に定める規定について、所要の改正を行う。

## 2. 概要

改正法及びこれに基づく政令においては、港湾管理者が定める港湾計画について、港湾の効率的な運営に関する事項を記載事項に追加する改正を行っており、これらの改正規定の施行を平成23年9月に予定している。このため、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和49年運輸省令第35号）において当該事項に係る基準を定めるほか、港湾法施行規則において規定の整理を行う。

## 3. 今後のスケジュール

公 布：平成23年9月9日  
施 行：平成23年9月15日